

日々のくらしと住宅事情

ながい さちこ
永井 幸子 ●UAゼンセン 副書記長

一気に春めきました。日課となった愛犬との朝の散歩も真っ暗闇から抜け出せました。散歩ルートでは春の花が次々と咲いています。この季節の移ろいの勢いのまま、春の賃金引き上げ闘争も大輪の花を咲かせたいものです。

犬とともに地元を歩きながら、最近気になることがあります。東京西部の実家周りの特殊事情かもしれませんが、長く野原などの空地や空き家だったところが、更地になり新しい家が建ち始めていることです。

実家も築数十年となり、そろそろリフォームが必要だと思い始めました。自分は若いころから自分で家を建てたいという思いがあり、職場の大先輩に勧められた財形制度で資金を貯めています。そろそろそのお金を使う時がくるのか…と思ったとき、そういえば、財形制度のこと、あまり知らないなあ、と…いまさらですが興味がわいて、ググってみました。

厚生労働省のホームページによると、「勤労者財産形成促進制度（財形制度）とは、給与からの天引きにより積立を行う「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度です。」とあります。基となる法律は「勤労者財産形成促進法」（昭和46年法律第92号）で、労働政策審議会では勤労者生活分科会で取り扱われています。

自分的には大変お世話になるだろう制度ですが、契約者数は昭和と平成の境目からずっと減少傾向のようです。制度の周知度もありますが、

昨今、投資も含めお金の増やし方の選択肢が増えていることも原因のひとつかもしれません。

財形貯蓄の大きな特徴は「給与からの天引きにより積み立てを行う」ということだと思います。給与明細にはっきり記載されることは少なからず安心につながっています。

労働金庫連合会のホームページによりますと、財形貯蓄を導入するには、「事業主が制度として採用し…積立ては賃金（給料・賞与）から事業主が天引きし、契約者に代わって取扱金融機関に払い込む方法（賃金控除・払込代行）で行います。」とあります。事業主が導入を検討する、としても、賃金からの天引きですので、労使協定の締結が必要です。従業員の過半数で組織する労働組合があれば当該労働組合が当事者となりますので、労働組合にとっても大切な制度のひとつといえるのではないのでしょうか。

春の労働条件闘争において、UAゼンセンでは正社員とパートタイマー・契約社員等との間の雇用形態間格差の是正にむけて、手当や福利厚生均等の均衡にも取り組んでいます。財形について全社員を対象とすることに取り組むところもあります。同一労働同一賃金の法制化で雇用形態間の不合理な格差は縮小傾向ですが、組合員の生活を支える財形のような制度も積極的に交渉のテーブルにあげて話し合ってもらいたいと思います。

家をリフォームするときには愛犬にもやさしい家になりたいなあ。財形住宅貯蓄の残高を眺めながら妄想する時間をお許しください。